

北朝鮮飛翔体事案に対する大臣指示

本日 11 時 30 分頃、北朝鮮より東方向に飛翔体が 1 発発射。また、1 段目のロケットは 11 時 37 分頃、秋田の西約 280 キロメートルの日本海への落下が、2 段目のロケットは日本の東約 1270 km の太平洋上で落下したものと推定され、さらに、11 時 48 分頃、日本の東 2100 km の太平洋上で追尾を終了したものと聞いている。国土交通省としては、まずは船舶や航空機の安全確保のため、次の対応措置を講じることとする。

1. 官邸・防衛省等の関係機関と、随時連絡をとりつつ、引き続き、情報収集に万全を期すこと。
2. 航行中の船舶・航空機に対して、既に、発射情報・落下地域情報の航行警報・ノータムを発出しているところであるが、引き続き、船舶・航空機の安全確保に万全を期すこと。
3. 海上保安庁においては、巡視船及び航空機が船舶への被害状況の有無等、状況調査のため既に現場に向かっているところであるが、航行船舶への被害等を認めた場合は、必要な措置を講ずる等、その対応に万全を期すこと。